

議案第53号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 手当の支給について、配偶者とパートナーシップ関係の相手方を同等の取扱いとする必要があるので、本案を提出する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第11条の3第1項第2号中「配偶者（配偶者の）」を「配偶者等（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第12条の2第1項及び第2項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第11項各号列記以外の部分中「に配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、「施行日」を「、施行日」に改め、「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月世田谷区条例第 号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加え、同項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方（以下

「配偶者等」という。) 」を加える。

附則第14項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「生じた日」の次に「(一部改正条例の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。